



福岡医発第1083号(地)
令和2年7月10日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の終了について

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置につきましては、平成29年6月9日付（福岡医発第760号（地））文書において、平成29年8月1日から高額介護（予防）サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の変更が実施され、その際3年間の激変緩和措置（平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間）として、1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）について、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額が設定された旨のご連絡を申し上げたところです。

今般、令和2年7月31日をもって当該激変緩和措置は終了することとなることから、厚生労働省より都道府県行政宛てに事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

○ 令和2年7月1日 介護保険最新情報 vol.854

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 79)

令和 2 年 7 月 7 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の終了について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置につきましては、平成 29 年 5 月 31 日付（介 25）文書において、平成 29 年 8 月 1 日から高額介護（予防）サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の変更が実施され、その際 3 年間の激変緩和措置（平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間）として、1 割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）について、自己負担額の年間（前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12）の負担上限額が設定された旨のご連絡を申し上げたところです。

今般、令和 2 年 7 月 31 日をもって当該激変緩和措置は終了することとなることから、厚生労働省より都道府県行政宛てに事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和 2 年 7 月 1 日 介護保険最新情報 vol.854

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御 中
← 厚生労働省 老健局介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の
終了について

計3枚（本紙を除く）

Vol.854

令和2年7月1日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の終了について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 8 月 1 日から高額介護（予防）サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の変更が実施されております。その際 3 年間の激変緩和措置（平成 29 年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までの間）として、1 割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）について、自己負担額の年間（前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12）の負担上限額を設定しておりました。

今般、令和 2 年 7 月 31 日をもって当該激変緩和措置は終了することとなりますので、念のためお知らせいたします。

各都道府県等におかれては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、周知を図っていただき、その運用に遺漏なきようよろしくお願いいたします。

老 発 0731 第 4 号
平成 29 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 212 号）」が平成 29 年 7 月 28 日、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 85 号）」が本日公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費の見直しを行うもの。

第二 改正の内容

1 月額上限額の引き上げについて

一般区分の世帯（※）に係る自己負担額の一ヶ月の負担上限額について、37,200 円から 44,400 円に引き上げることとする。

（※） 住民税課税世帯かつ、現役並み所得の層（課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がおり、かつ世帯内の第 1 号被保険者の収入の合計が 520 万円（世帯内の第 1 号被保険者が 1 人のみの場合は 383 万円）以上。以下同じ。）でない世帯。

2 年間の自己負担額の上限額について

1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）については、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定することとする（3年間の時限措置）。

また、その際の申請手続の方法等について定める。

第三 施行期日

平成29年8月1日